

ブリテイツシ、カウンスル（英國學術審議會）の奨学金（スカラシップ）に対する規定

一、英國學術審議會はイギリス連邦王国の諸大学及びその他の教育機関に於て受領し得る外国人留學生に対する奨学金を提供する。  
二、奨学金は主として大学の学士号を得る課程を以て立派に完了しているか又はそれと同等の専門的な資格を有する男女に対して与えられる。

三、奨学金は通常は承認された学科課程の継続期間に従つて十ヶ月から成る一学年間又は二学年間に対して与えられる。

四、奨学金にはすべての生活費と研究費を含めるつもりであつて、旅費、授業料、小使一年につき十ポンドの書籍及び研究資料購入補助金及び承認されたイギリス連邦王国内の旅費が含まれている。生計手当は留學生の学年の如何と彼が研究を行う場所の如何によつて一ヶ月につき二十五ポンドから三十五ポンドまでの違いがある。留學生は出来るなら経費の一部を負担することが望ましい。

五、奨学金は外国にある英國學術審議會代表（又は代表者のいない所では英國王の使節團又はその他然るべく指定された代理者の推薦によつてのみ与えられるものであつて、申込用紙及びその他の情報はそこから受け取ることが出来る。

#### 六、奨学金享有条件

- (a) 留學生は奨学金を受ける全期間をイギリス連邦王国内で過ごすなくてはならない。そしてこの期間が終つた時に彼の本国に帰らなくてはならない。
- (b) 留學生はその奨学金享有期間中はイギリス連邦王国所在の彼の国の大使館又は公使館に所属することはできない。
- (c) 留學生は學術審議會の承諾なしに有給で雇われてはいけない。それは特別の場合においてのみ許されるのである。
- (d) 留學生は學術審議會が承認した教科課程を修め、彼の配属さ

れている大学又はその他の教育機関の規則を守らなくてはならない。

(6) 留学生は彼らの妻や家族をイギリス連邦王国へ一緒に連れて来てはいけない。

七 申込方法

申込には次のものを提出しなくてはならぬ。

(1) 英文で完全に記入された英国学術審議会申込用紙五通。

(2) 志願者の学歴、彼の一般的興味と活動、彼の任命された職務の詳細を記事、彼が修めようとしてゐる教科課程、及び彼の本國へ帰つてから従事しようとしてゐる仕事の性質について署名つきの英文陳述書五通。志願者はイギリス連邦王国にかいて彼が修めたいと思つてゐる教科課程を出来るだけ詳細に記述しなくてはならない。(医学又は農学の志願者はこの外に彼らのための特別を書式五通を完成しなくてはならぬ)

(3) 志願者の有する学位(学士号を含む)、卒業証書又はその他の資格についての証明書の証明付きの英文翻訳五通。この五通の内一通は誤りなきことを正式に証明され、左の何れか一つによつて捺印されなくてはならない。即ち英国大使館、公使館、又は領事館、学位(学士号を含む)又は卒業証書を授与した大学、誤りなきことを宣誓した翻訳者、殖民總長官。他の四通及び下記の他の文書は、英国学術審議会の代表者によつて誤りなきことを証明されれば、それで十分である。

(4) 志願者がその選択した学科を更に研究して行く資格のあることを証明しうる者二名から提出された最近の証明書の証明付きの英文翻訳各々五通。

(5) 氏名と年月日を裏面に記した、縦八センチ横六センチを超えない大きさの写真正五枚。

(6) 志願者の出生証明書の証明付きの英文一通。

(7) 志願者の若しあれば彼らの大学の成績表の複写を一通提出

しなくてはならぬ。

(H) 芸術科出身の学生は彼らの作品の見本又は写真を添えなくてはならぬ。

八 志願者は代表者によつてそのすることを要求された場合には、  
適当な健康診断書を提出しなければならぬ。

九 健康診断書以外は、いかなる場合にも原文の書類を使用しては  
いけない。提出された書類は返却されないものとする。

一〇 以前に学術審議会奨学金を志願したことのある志願者は、第二  
回目の申込み書も全部完全に作成しなければいけない。

一一 留学生の行動が思わしくない場合、又は奨学金授与の条件に違反  
する場合又は彼らの研究において思わしい成果を修め得ない場  
合にはいつても奨学金を停止する権利を保有するものとする。

一九五〇年十月四日（水曜日）午前九時三十分  
レッドマン氏席において催された英国学術審議  
会奨学命「フレイシ・カウズ・スカーシップ」選抜委員会  
の開催報告

出席者左の如し

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 委員長       | レッドマン氏       |
| 東京教育大学    | 福原博士         |
| 文部省       | 福田清助         |
| 早稲田大学教務課長 | 佐々木八郎博士      |
| 東京大学文学部長  | 辻ナオシロ博士      |
| 慶応大学      | 西脇順三郎博士      |
| 総務局長      | トーマス・マツゲイル博士 |
| 通訳者       | 大野氏          |
| 秘書        | ブリットン嬢       |

この奨学命を管理する規定の写しがこれらの出席者たちに回覧され、そしてレッドマン氏は英国の諸大学では医学や純粋科学の学部は空席が少いため、英国学術審議会としては極めて顯著な事例にかいては例外もあり得るけれど、人文学、政治及び社会科学の研究に対する申込を優先的に選ぶ必要のあることを簡単に説明して開会した。また又レッドマン氏は九つの奨学命しか提供されまいけれど、英国学術審議会は適当な配属を可能ならしめるような柔軟性を持たせたいという希望を表明した。合格した志願者は一九五一年九月にその学業に就くのであるから、英国学術審議会では本年末までにその名簿が必要なのであると語った。レッドマン氏は更に語をついで、彼の最初の考えでは一般に新聞に告示して申込を受けようと思つたのであるが、それでは反響が大きすぎて応募に困るだらうと藤田博士に指摘された。そこで彼はその問題を委員会に委託することにして、適当な指名方法を定めるためことに承認を要請したのであると語った。

### 指名の方法

稲田博士は、大学の総長が志願者を推薦することを提案した。マツグレイル博士はこれに反対して総長たちは彼らの卒業生たちの大学卒業後の業績や、学士号をもらわなかつた同等の専門的な資格を有する者の業績について満足には知らないうと書つた。そこで稲田博士は賭学会が十二ばかりあるが、大学総長の外にそれらにも例えげそれぞれ最大限二名宛指名させるといふふうで、候補者を指名させるべきであると提案した。更に彼はすべての大学に悉く候補者を指名推薦することを許可するという原則を立てることは、新しい小さな学校では彼らの候補者がその指名に値するだけの資格があるかないかも辨わずにその割合をみたす結果になるかも知れないおそれがあると書つた。そして彼は指名推薦は歴史の古い諸大学に限定されるよう提案した。しかし、大いに議論を戦わせた後、不適切な申込を最小限度にとどめると同時に、絶対に必要を公平さを最大限度に保つために、左の如き方法を採用すべきであると最終的に意見の一致を見た。

(a) 申込は人文学と政治及び社会科学の学生に厳重に制限すること、それから指名はかかる学部を有する大学（これは数多くの専門の工業学校を除外することにならう）、及び賭学会に制限されるべきこと。

(b) 毎か九名の席しか得られないのであるから、特に有望なもので立派な英語の知識を有する志願者に制限すべきであるという点を強調するため、大学の総長や学会に書翰を送ること。

(c) 指名推薦の数については、大学又は学会毎に最大限数の数を制してよいこと。

### 日本学術会議

レツドマン氏は有力な連絡機関としてマツグレイル博士が示唆した日本学術会議の龜山博士に連絡して、指名推薦を求めたらしいと彼が考える学会の名簿を入手することを引受けた。マツグレ

イル博士は、日本学術会議そのものも指名の求めに応じ得るものと考えた。

適格性

年令と国籍に関する志望者の適格性は次の如き通告で明瞭に定められているということにて一決した。即ち「一九五〇年十二月三十一日まで三十六回目の誕生日をまだ迎えていない日本人」である。

婦人

マツグレイル博士は上述の指名推薦の方法では所要の年令にある婦人は大抵はアカデミー（専門学校）の卒業生であつて大学の卒業生ではないので、婦人にとつて余り公平な機会が与えられないのではないかと氣遣つた。彼は日...  
用する代りに女子の諸大学の代表者  
ことに決つた。

レッドマン氏がこの問題について  
ことをなつた。

英語の知識

最初の申込者から二百名の候補者を選抜した後、英語の試験を行うことに決つた。米国の英学命志望者に対して行つた同様の試験にすでに合格している者は、筆答試験は免除されるであろう。文部省は試験を行うのに適當な会場を提供し試験場監視官を用意しようとして稲田博士が言つた。そしてフレイザー氏は英国の諸大学とその必要條件について最も新しい接触を持つていたので、氏に依頼して答案を判定し口頭試問を指導してもらふことに決つた。

メ切期日

一九五〇年十一月十五日が指名推薦のメ切期日と決定した。

選抜

マツグレイル氏は、単に三十名の最も優れた留学生を選ぶので

なく、この機会を最も有効に利用しうる能力を持つた者を選ぶという意図を以て選抜を行うよう又候補者が選び出されるさまさまを研究分野について日本としての必要性を念頭に置くことが大切であると力説した。なお候補者の価値を決定するためである科目について専門化された知識が必要な場合には専門家たちを選抜委員会に選挙することが提案された。

#### 仕事の順序

仕事の順序は左の如く要約された。

一、新聞に普く発表すること。

二、陸大学の総長及び諸学会へ書翰を発送すること。

三、最初の申込者から二〇〇名の候補者を選抜すること。

四、英語の試験。

五、三〇名の候補者を最終的に選抜すること。

次の集会は十月十八日（水曜日）午前九時三十分レツドマン

氏邸において催す予定であつた。大学の代表者は本人が集会に出席出来ない場合は代理者を出席させていいことに決つた。

集会は十一時三十分散会した。

東京英国大使館

在日イギリス連邦王国代表部

参照第七一三/五号

英国における半官の教育文化団体である英国学術審議会は一九五一―五二年の一学年間、日本人留學生に対して奨学金を提供している。これらの奨学金は、それを受ける人数は九名を超えてはならないが、大ブリテンと北アイルランドのイギリス連邦王国にある諸大学又はその他の教育機関において受領し得るものとする。撰拔された志願者は一九五一年十月にイギリス連邦王国において研究を始めるものとする。

奨学金は大学の学士号を得る課程をすでに立派に完了しているか、又は同等の専門的資格を有し且つ、一九五〇年の十二月三十一日までに、第三十六回目の誕生日に達せざる日本人男女に対して与えられるのである。

英国学術審議会は、通常は承認された教科課程の継続期間に従つて、十ヶ月からなる一学年間（十月から六月末まで）又は二学年間与えられる。人文学、政治及び社会科学を学んだ学生からの申込だけを考慮するものとする。そして志願者は、書かれた英語及び話される英語について十分を活きた知識を持つていなければならぬ。

奨学金は總ての生活費と学費とを支援せんとするものであつてイギリス連邦王国への往復の旅費、授業料、小使、図書及び研究資料購入に対する年十ポンドの補助金及び承認されたイギリス連邦王国内旅費を含んでいる。

留學生の学年の如何と彼が研究している場所の如何によつて、生計手当は月二十五ポンドから三十五ポンドまでの差異を生ずる。留學生は出来れば、経費の一部を負担することが望ましい。

貴大学の卒業生、又はそれと同等の専門的な資格を有することが判明している者であつて、英國學術審議会奨學命を受けるに値すると思われる志願者を指名していただきたい。

提供される奨學命の額が非常に少いので、彼らの専攻分野において特に見込のある学生であつて、その人格と将来の影響力とを考慮に入れた場合、この余りから彼ら自身と日本とが共に利益を得ると貴下が確信するものに貴下の指名を限定していただきたい。志願者の英語の知識については、留學生は教科書が読め講義が分るだけでは十分ではない。彼らが連邦王国における留學を十分に役立たせるためには、ヤナヤナと英語で会話ができればならない。

指名には志願者の氏名と年令及び彼又は彼女が連邦王国において修めたいと望んでいる教科課程についての詳細を記述、及び彼又は彼女の資格についての貴下の詳細を立証、並びに貴下の知る限りにおいて彼又は彼女が健康であるという貴下の陳述書とがなくてはならない。

すべての指名は本年の十一月十五日までに私に到着しなくてはならない。

敬 具

顧問 (情報係)

H. ヴィア、レッドマン

議 事 録

(英米留學生審査委員会選抜委員会)

日 時 一九五〇年十月十八日  
場 所 レッドマン氏邸  
出席者

紅原教授	慶長
黒野女中	東京教育大学
稲田氏	津田カレツヂ
マツノレイル博士	文部省
西脇博士	O I B
スエタカ博士	慶応大学
計博士	早稲田大学
高垣博士	東京大学
大野氏	紅陵大学 JBC 代 傳
ブリットン氏	通 訳
	秘書

先づ前回の会合の議事録が読まれた。マツノレイル博士は次の如く提案した。第二頁の「度米留學生の筆記試験に合格した者は度英留學生の筆記試験を免除する」という一節を削除すること。辻博士はこの提案に賛意を表し全員一致で採用された。それからマツノレイル博士は前回の議事録が採用される動議をなし福原教授がこれに賛意を表した。

経済報告

議長レッドマン氏は次の如く経済報告をした。

(1) 自分は日本学術会議会長龜山博士に相談したところ同博士は次の如く言われた。「日本学術会議は評学会から推薦してもらいそれらの被推薦者を調査して選抜委員会に提出すべき一審表を作成する仕事を引受けませう。」更に同博士は次のやうに提案された。「選抜委員会に学術会議から代表として紅陵大学の高垣博士を送りかえ。」

(2) 自分は津田カレツヂからの代表者の件について黒野女中と相談した。その結果同女史自らが代表として来られることに同

意された。

(1) 自分は渡英留學生募集の件について既に新聞発表を行つた。

(2) 推薦依頼の書翰を一五〇の大学の学長宛に発送した。

(3) フレイザー氏は英語試験を担当して下さる事を承知した。

山博士宛並びに關係大学の一等表のついた大学学長宛のレッドマン氏よりの書翰がこの席上回覧され又新聞発表も供覧された。

公務員研修生

榎原教授は次の如く発言された。「自分は外務省の人に外務省研修所長は推薦者になることができないものかどうかを問われた。これに対し星野女史並びにマツゲレイル博士は次の如く考えと述べられた。「同研修所の研修生はみな大学卒業者であるからその出身大学の学長によつて推薦される機会が充分にあるわけですからマツゲレイル博士は次の如く言われた「この種の研修所からの推薦を認めるという先例をつくることは面白くないだろう。」

榎長レッドマン氏は言われた。「外務省の推薦を受理するかどうかの問題は英医学術審議会に一任したい。」

申請書の取扱ひ方

十分に討論した後遂に次の如く決定した。申請書の取扱の最もよい方法は九人の委員に申請書を等分し去々の委員は自らで申請書を開べや三十人を選出し、十二月六日午前九時三十分に関かる今回の選抜委員会の会合にそれらを提出する。申請書数は全部で大休一〇〇〇と見積られた。従つて委員一人が凡そ一一〇の申請書を受持つこととなる。レッドマン氏は各委員に二〇の申請書を選ばすだけの申請書の数が揃うまで待つてそれから後は申請書が到着次第委員に配分する。レッドマン氏は次の如く提案した。

「自分は推薦書に目を添して推薦書を配分する際に各委員がその勤務してられる大学からの被推薦者に対して判決を下すというよりなことがないよう方法をとりたい。各委員は次回の会合には自分のえらび出した候補者について選出理由を述べることが出

来るように準備して頂きたい。』  
十二月六日には委員会が選出された者たちについて討議しなげな  
げなからい。おそらくその日会場をそれに使う。そして試験を二  
七〇人から二〇〇人にするといふとす。  
更に試験を行つて五〇人に減じその五〇人の中から十二月十五日  
委員会委員一同によつて三〇人の最終決定が行われる。  
英語試験

試験をどうゆう風にやるかといふことについて充分討議した後  
次のように決定された。試験の日程は十二月十一日筆記試験（午  
前中）同月十二日会話試験  
フレイザー氏は筆記試験をけを担当する。といふのは採点するの  
に充分な時間を得るためである。そして会話試験は連任の四人の  
英國人が試験官になる。

レイル氏

フレイザー夫人

トツブラス氏

ロバーツ氏

もちろん十ペイの試験官は採点の基準について前もつて打合せす  
る。マツグレイル博士は筆記試験に難取を加えることによつて合  
否ならびに筆記試験を一本にしたかといふ意見を述べられた。  
この問題は次の様に決定した、筆記試験にマツグレイル博士の述  
べられた難取を含ませるが更に会話試験も行うこと。  
備考日程の通知

總田氏の提案に従つて次のことが決定された。

十ペイの推薦を受けたものは十二月十一日に東京で英語の試験を  
受けなければならぬ様になるかも知れない。そして又十二月十  
六日まで東京に滞在していなければならぬ様になるかも知れ  
ないといふことを通知される。この通知の中だけ次の事を附加え  
ること。若し上記の必要が決定した被推薦者に対してはおそくと  
も十二月七日までに電報で通知すること。

英園生術審議会の代表者

議長レッドマン氏は英園生術審議会の代表として、ランダス氏が近々到着する旨を発表し、次の挨拶をされた。若しランダス氏が試験の時点で日本に滞在されるとしたならば、英園試験官の議長に就任されるようにならう。それ以外に角として、英園生術審議会が同氏に注目がかかる機会を得ることにならう。

今回の会合は午前十一時五〇分に散会した。